

均等・均衡処遇の考え方、派遣元と派遣先の役割分担の在り方について
(論点)

論 点

- 1 派遣労働者の均等・均衡処遇について、「積極的に研究・検討すべき」との意見があるが、特に、①パート労働者に係る均衡処遇と異なり、派遣労働者と派遣先の労働者では雇用主が異なっていること、②比較対象労働者をどのように定めるか、③均等・均衡の対象となる処遇の範囲はどこまでかということを含め、どのように考えるか。
また、均等・均衡処遇のほかに、派遣労働者の働き方にふさわしい処遇の実現を図るため、どのような対応が考えられるか。
- 2 派遣契約単価と労働者に支払われる賃金の差（いわゆる「マージン」）について規制すべきとの意見があるが、どのように考えるか。今般の派遣元指針の改正により、派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、派遣料金の額や派遣労働者の賃金の額に関する情報を公開することとしているが、これに加え、どのような対応が考えられるか。
- 3 派遣労働者の教育訓練について、どのような内容が考えられるか。また、派遣元・派遣先はそれぞれどのような責任を負うことが適当か。さらに、積極的に教育訓練を行う派遣元・派遣先が評価される仕組みは考えられないか。
- 4 社会・労働保険、時間外労働、安全衛生、労災補償、未払賃金の立替払い、団体交渉、雇用責任等について派遣元と派遣先の重複責任とすべき等の意見がある。特に労災補償については、ヒアリングでも派遣先も責任を負うべきとする意見があったが、これら派遣元と派遣先の役割分担をどのように考えるか。また、派遣受入れについて派遣先労働組合への通知及び意見聴取を義務付けるべきとの意見があるが、どのように考えるか。